

# 神戸市ふるさと納税返礼品・新商品企画開発支援補助金

## 公募要領

### 1 事業の目的

神戸市内の中小企業・小規模事業者（以下、「市内中小企業」という。）が神戸市ふるさと納税返礼品の新商品を企画開発するための経費の一部を補助することで、返礼品の質の向上とともに、市内中小企業等の新商品企画開発力の向上や販路拡大を支援することを目的とします。

### 2 対象者・応募資格等

以下の（1）または（2）を満たす中小企業及び個人事業主

（1）市内に本社又は主たる事業所を置く、中小企業基本法第2条に該当する中小企業者（以下「市内中小企業」）

※中小企業基本法第2条に該当する中小企業者の定義と具体例

業種分類	定義	具体例
小売業	資本金の額又は出資総額が5千万円以下、又は常時使用する従業員が50人以下の会社及び個人事業主	飲食店、喫茶店、小売店、コンビニ、居酒屋、スナック、バー、製造小売業（パン屋・菓子屋等）、ガソリンスタンド、通信販売、持ち帰り・配達飲食サービスなど
サービス業	資本金の額又は出資総額が5千万円以下、又は常時使用する従業員が100人以下の会社及び個人事業主	清掃、クリーニング、理・美容、公衆浴場、不動産業、旅館、ホテル、民宿、ゲストハウス、観光施設、結婚式場、劇場、映画館、スポーツクラブ、カラオケボックス、情報通信業、ソフトウェア業、医療・介護・保育サービス業など
卸売業	資本金の額又は出資総額が1億円以下、又は常時使用する従業員が100人以下の会社及び個人事業主	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業 など
製造業 その他	資本金の額又は出資総額が3億円以下、又は常時使用する従業員が300人以下の会社及び個人事業主	製造業、建設業、運輸業など上記以外のすべて

（2）市内に主たる事務所を置き、構成員の2分の1以上が市内中小企業で構成する組合、業界団体  
ただし、以下に該当する者は対象外。

- ・法人の場合、「みなし大企業」（※1）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定める「性風俗関連特殊営業」（※2）、及び当該営業に係る接客業務受託事業を営む者
- ・中小企業又は法人の役員が暴力団等の反社会勢力である場合、また反社会勢力との関係を有する場合
- ・神戸市税に滞納または未納がある場合
- ・営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- ・令和3年4月1日以降に開業した者
- ・経済観光局農水産課『『食都神戸』実践モデル活動支援事業 事業メニュー1 地元食材を活用した新商品開発や神戸の新たな特産物づくり』補助金の交付を受ける者
- ・同一の申請内容で、過去に国、他の地方公共団体の補助金制度を利用している者
- ・その他、当財団が補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると理事長が認める者

（※1）「みなし大企業」の定義（以下の①～⑤のいずれかに該当する事業者）

- ①発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ②発行済株式の総数又は出資金額の2/3以上を複数の大企業が所有している中小企業

- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている中小企業
- ④発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤上記①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねているものが役員総数の全てを占めている中小企業

(※2) 風俗営業法に定める「性風俗関連特殊営業」の営業種別

- ・店舗型性風俗特殊営業：ソープランド、個室マッサージ、ストリップ劇場・個室ビデオ等、ラブホテル・モーテル等、アダルトショップ、出会い系喫茶
- ・無店舗型性風俗特殊営業：派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ等通信販売
- ・映像型性風俗特殊営業：アダルト画像通信販売
- ・無店舗型電話異性紹介営業：ツーショットダイヤル、伝言ダイヤル等

3 対象事業

市内中小企業が行う、ふるさと納税返礼品の開発等（既存の商品に係る原材料、生産加工技術等を変更することにより品質、性能等の大幅な向上が見込まれる開発を含む。）に係る事業のうち以下に掲げる事業とします。

- (1) ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業
- (2) 既存の商品を改良し、ふるさと納税返礼品とする事業
- (3) ふるさと納税返礼品のパッケージ等デザイン開発事業

4 対象経費

対象経費は以下の(1)～(6)のいずれかに該当するもののうち、請求書や領収書等により自社以外に対して物品や役務等の発注、納品および支払を行ったことが確認できるものです。

区 分	内 容
(1) 試作に係る原材料費、消耗品費、それらの運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新商品企画開発で試作の際に要した原材料、消耗品等の購入に要する経費</li> <li>※通常の仕入れ等と明確に分かれていない、施策等に必要と考えられる量を大幅に超えるものは不可。</li> </ul>
(2) 助言、指導を受ける専門家への謝金、交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助言・指導を受ける専門家への報酬（依頼内容や専門家からの助言等を書面で示せるもの）</li> </ul>
(3) パッケージデザイン・市場調査等に係る委託費、手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パッケージデザインを外部委託する経費</li> <li>・新商品企画開発に必要な市場調査業務等を外部委託する経費</li> <li>※常時委託している事業者がある場合等は、見積・契約等を分ける、明細上で明確に区分して該当部分を計上すること。</li> </ul>
(4) 機械器具等購入費、賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特産品新商品の開発または改良に必要な機械器具の購入又はリース・レンタルに要する経費（ただし、購入の場合は1年以上継続して使用できるものとする）</li> </ul>
(5) 商品PRのための印刷費	
(6) その他、当補助制度の趣旨に合致すると認められる経費	

※補助対象経費は、決定通知書の交付日以降からになります。

※レシート、領収書は必ず内容が確認できるものを添付してください。品名の記載が無いなど、内容が確認できないものは補助対象外となります（レシート、領収書で内容を確認できない場合は、請求書や納品書等内容が確認できるものをあわせて添付してください）。

※補助対象経費の支出が確認できる領収書等を5年間保存してください。

5 補助金額（補助率）

(1) 補助率：対象経費の2分の1

(2) 補助金の上限額：1申請あたり上限50万円 ※神戸市ふるさと納税返礼品への応募をもって対象経費の4分の1を、返礼品への本採用をもって4分の1、合わせて最大で2分の1を交付します。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※申請は1事業者につき1件限りです。

6 募集期間

令和3年8月16日（月）～9月24日（金）当日消印有効

7 補助金交付までのスケジュール（予定）

交付申請

令和3年8月16日（月）～9月24日（金）

審査・交付決定通知

令和3年10月上旬

【参考】

神戸市ふるさと  
納税返礼品 応募

※当補助金の対象は、「神戸市ふるさと納税返礼品」に  
令和4年2月20日までに応募していただく必要があります。

実績報告

交付決定後～令和4年3月末 必着

補助金額の確定

実績報告提出後 2～3週間

確定通知

補助金の交付

令和4年4月中旬まで

## 【Ⅰ. 申請の手続き】

### 1 申請方法

下記必要書類に記入して、郵送で期限までに提出してください。併せて、【Ⅵ】のメールアドレスに以下①～⑤の書類の電子媒体をメールで送信してください。

提出期限：令和3年9月24日（金）当日消印有効

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②申請者概要（様式第2号）
- ③商品企画提案書（様式第3号）
- ④収支予算書（様式第4号）
- ⑤誓約書（様式第5号）
- ⑥事業要覧（会社案内・パンフレット等）
- ⑦登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※個人事業主の場合は開業届
- ⑧法人等市民税の納税証明書、または市民税・県民税の納税証明書
- ⑨法人税申告書 別表1の写し  
※個人事業主の場合は確定申告書の写し
- ⑩直近過去2年間の決算関係書類
- ⑪その他必要と認める書類

### 2 申請にあたっての注意事項

- ・提出書類に不備がある場合は申し込みできません。
- ・提出された書類は返却いたしませんので必ずご自身で写しをとっておいてください。
- ・受け取りの連絡はいたしません。

※申請書等は、公益財団法人神戸市産業振興財団 ビジネス開発部 ビジネス開発グループ（神戸市産業振興センター6階）で配布いたします。また、下記 URL よりダウンロードしていただくこともできます。  
<https://www.kobe-ipc.or.jp/business/furusato/>

### 3 審査・交付決定

提出があった「商品企画提案書」等について、下記の審査基準に基づいて審査し、概ね20社を選定する予定です。

- (1)ふるさと納税返礼品の地場産品基準に適合しているか（返礼品等が神戸市内の区域内において生産された物品等で、総務大臣が定める基準に適合しているか）。
- (2)新規性・独自性（従来の商品と比較して、新規性や独自性が認められるか）
- (3)市場性、競争力（市場を開拓するための商品と認められるか）
- (4)実現可能性（計画の実施体制を含めた計画が具体的かつ実現性があるか）

審査が完了したのち、交付、不交付の結果（様式第6号：交付（不交付）決定通知書）を通知します。

※交付決定されたものについては、交付額も記載しますが、最終的な交付額を保証するものではありません。

※交付決定通知に記載された額が実績報告後に交付する額の上限となります。

## 【Ⅱ. 事業実施の手続き】

### 1 事業の実施

対象者は令和4年3月中旬までに事業を完了してください。事業完了後、速やかに実績報告を行ってください。

### 2 事業の変更・中止

申請時期：実績報告前（実績報告後に変更申請はできません）

内容：以下のいずれかに該当する場合は速やかに変更・中止の手続きを行ってください。

- (1) 当該交付の決定にかかる事業を中止する場合
- (2) 対象事業が予定期間内に完了しない場合又は対象事業の遂行が困難となった場合
- (3) 国等の補助金に減額が生じた場合
- (4) 新商品企画開発支援事業補助金に係る計画変更を行う場合

※ただし、以下に該当する場合は変更の手続きは不要です。

- ・補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- ・補助目的に変更をもたらすものではなく、補助目的達成をより効率的にするものと考えられる場合

提出書類：計画変更承認申請書（様式第7号）

計画中止承認申請書（様式第9号）

※様式はホームページからダウンロードしてください。

### 【Ⅲ. 事業完了後の手続き】

#### 1 実績報告

下記必要書類に記入して、郵送で期限までに提出してください。併せて【Ⅵ】のメールアドレスに以下①～③の書類の電子媒体をメールで送信してください。

- ①実績報告書（様式第11号）
- ②商品企画開発実績書（様式第12号）
- ③収支決算書（様式第13号）
- ④開発した商品の内容が分かる写真・資料・印刷物等
- ⑤添付書類（請求明細書および領収書等の写し）

#### 2 実績報告にあたっての注意事項

- ・申請時に複数の経費をまとめて記載している場合（例：「材料一式」と記載）は、実績報告時には必ず経費の内訳が分かるように明細書等を提出してください。
- ・実績報告後の内容のやり直し、変更等はできませんので、資料が全て揃ってからご提出ください。
- ・提出された書類は返却いたしませんので、必ずご自身で写しをとっておいてください。
- ・受け取りの連絡はいたしません。

#### 3 補助金の交付決定

実績報告の審査完了後、交付すべき補助金額を確定次第、確定通知書を速やかに通知いたします。（様式第14号）

#### 4 補助金の交付請求

確定通知書を受け取り次第、下記必要書類に記入して、郵送および電子媒体をメールで提出してください。

- ①補助金交付請求書（様式第15号）

#### 5 補助金の交付

交付請求書の提出確認後、順次指定振込先に振り込みます。（日付の指定はできません。）

### 【Ⅳ. その他】

#### 1 注意事項

(1) 補助金の返還請求

補助金支払後に補助要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により補助金を受領したことが判明した場合は交付決定の取り消し、又はすでに交付した補助金全額を返還することになります。

(2) 帳簿の備付け（関係書類の保存）

補助事業者は、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間、帳簿など補助事業に係る全ての関係書類の原本を保存する義務があります。

(3) 職員による調査

補助事業の実施状況、収支関係書類その他について、立ち入り検査を行い、報告を求めることがあります。

【V. 様式集】

提出段階	書類名	様式番号
1. 申請の手続き	補助金交付申請書	様式第1号
	申請者概要	様式第2号
	商品企画提案書	様式第3号
	収支予算書	様式第4号
	誓約書	様式第5号
2. 事業実施の手続き	交付（不交付）決定通知書	様式第6号
	計画変更承認申請書	様式第7号
	計画変更承認決定通知書	様式第8号
	計画中止承認申請書	様式第9号
	計画中止承認決定通知書	様式第10号
3. 事業完了後の手続き	実績報告書	様式第11号
	商品企画開発実績書	様式第12号
	収支決算書	様式第13号
	補助金額確定通知書	様式第14号
	補助金交付請求書	様式第15号
	補助金返還通知書	様式第16号

【VI. 申請の提出先・問合せ先】

公益財団法人神戸市産業振興財団 ビジネス開発部 ビジネス開発グループ  
ふるさと納税返礼品・新商品企画開発支援事業担当  
TEL 078-360-3209（土日祝を除く 9:00～17:30）  
e-mail business@kobe-ipc.or.jp